

## 米国、特許法条約を批准

2013年9月24日  
JETRO NY 諸岡

WIPOのウェブサイト<sup>1</sup>によれば、米国は9月18日に特許法条約を批准し、12月18日より施行される。

米国においては、同条約に加盟するための上院の承認を2007年12月7日に得ていたが<sup>2</sup>、必要な国内法の整備が遅れ、5年後の2012年12月18日に同条約実施法が成立<sup>3</sup>していたところ。同条約実施法は1年後に施行されることとなっており、今回の条約批准はそのタイミングに合わせたもの。

なお、今回の批准に関しては、9月24日現在、米国政府関係のウェブサイトや新聞報道、知財関係の有名ブログ等いずれも、報道等をしていない。

(了)

---

<sup>1</sup> [WIPO ウェブサイト](#)

<sup>2</sup> 2007年12月10日付 NY 発知財ニュース：[知的財産関連三条約、上院が承認](#) (PDF) 参照

<sup>3</sup> 2012年12月18日付 NY 発知財ニュース：[ハーグ協定及び特許法条約実施法案、大統領署名を経て成立](#) (PDF) 参照